

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準

○運用基準導入の経緯

令和元年台風第19号等の災害に伴う復旧工事が本格化する中で、一部の建設資材の調達環境がひっ迫し、遠隔地から輸送費をかけて調達しなければならなくなることが想定されたことから運用基準を策定した。

○基準の適用

令和2年3月1日から施行

令和3年度末までの適用とする

○対象工事

(1) 長野県が入札公告等を行う全ての工事(建築工事は除く)

(2) 令和2年3月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは令和2年3月1日時点で
契約中の工事

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準

○設計変更の対象となる建設資材等

建設資材等	対象となる要件	対象
生コンクリート	地域内プラントからの調達ができないこと	資材単価 (現着)
アスファルト合材	以下のいずれかに該当すること ・県内プラント及び工場等からの調達ができない ・県内プラント及び工場等から調達できるが、平常時の 輸送元より遠方となる	
石材		
間知ブロック		
仮設材(鋼矢板等)	以下の条件をすべて満たすこと ・運搬費として積上げ対象となっている資材 ・基地が平常時の輸送元より遠方となる	輸送費

※地域とは、県の実施設計単価表に示す17地区という。(例、東信(1)、東信(2)等)

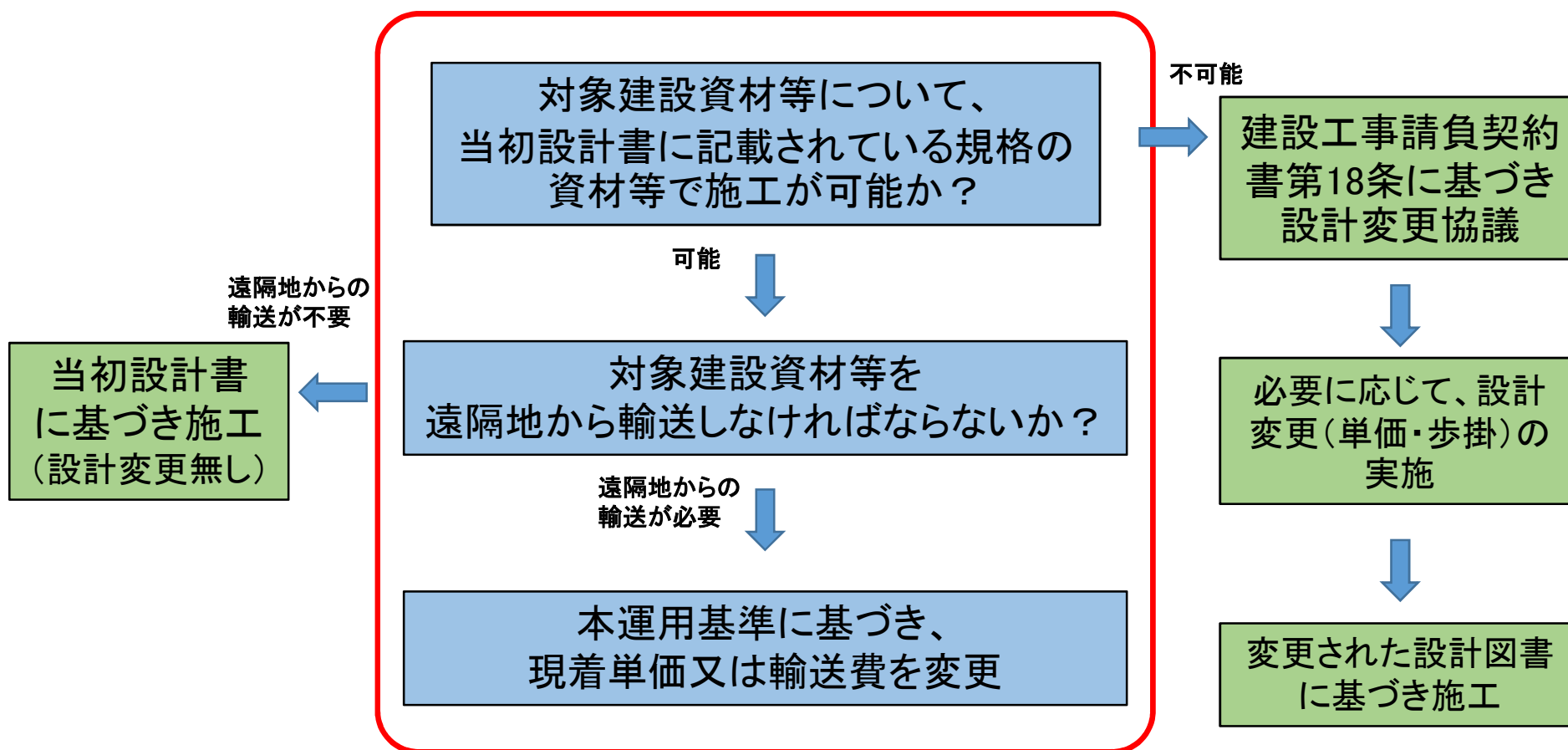
※生コンクリートについては県内プラントからの調達を原則とし、それが困難な場合に限り、県外からの調達を可能とする。

※遠方とは、平常時の輸送元が存在する地域より遠方の地域をいう。

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準

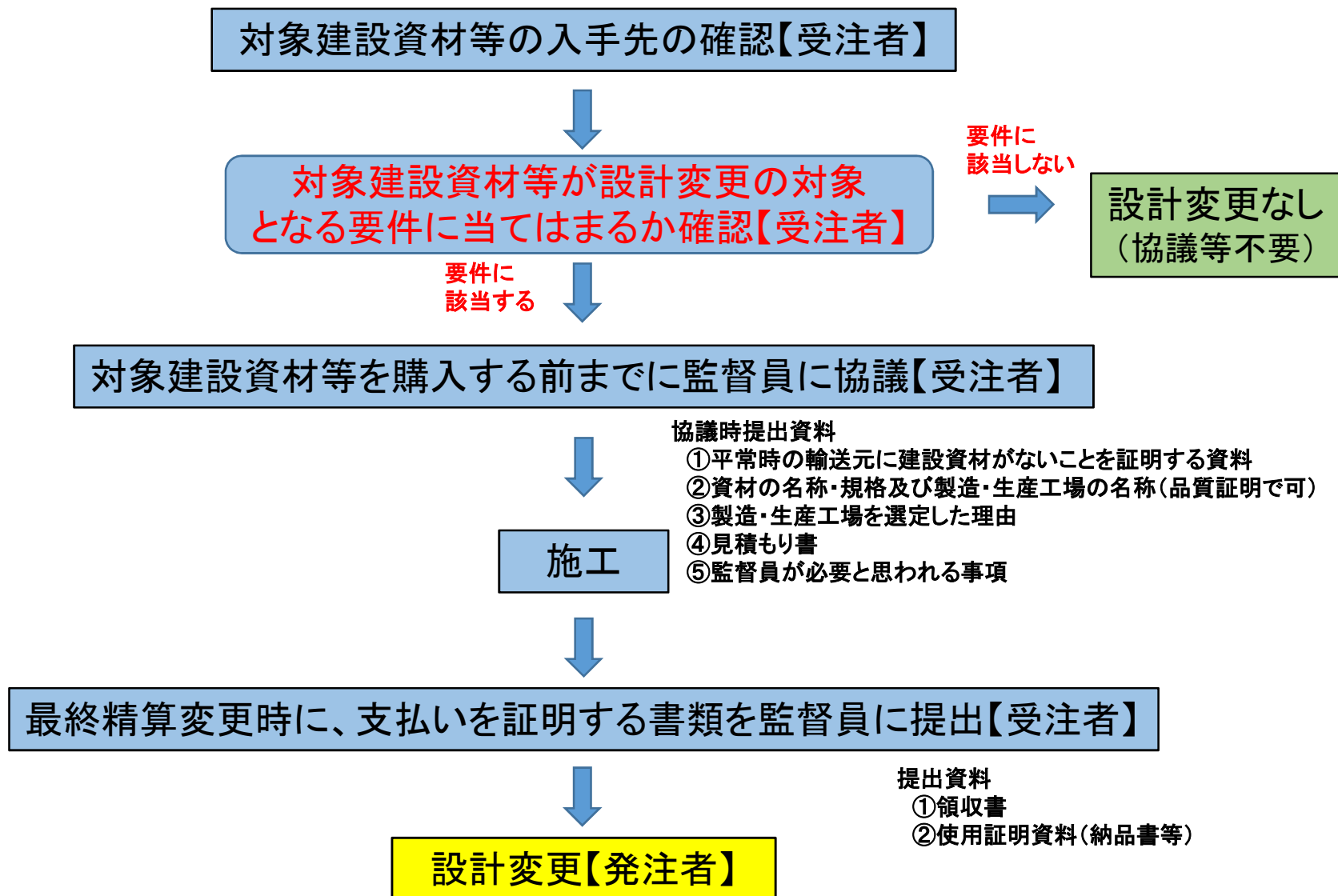
○運用基準の適用範囲

運用基準の適用範囲



遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準

○設計変更の手続き



遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準

○設計変更における留意点

(1) 生コンクリート、アスファルト合材、石材、間知ブロックについては、受注者の購入価格(取引価格)に変更します。

(2) 仮設材(鋼矢板等)の輸送費の変更について、基地から現場までの距離は積算基準及び標準歩掛により算出します。

(3) 購入数量が契約計上数量(契約数量×ロス率(積算基準及び標準歩掛に記載されているものに限る))を上回った場合は、遠隔地から購入した数量のうち最後に購入したのから順次減算し、契約計上数量と同数になるまで調整を行います。

(例 生コンクリート 契約数量100m³

購入数量 遠隔地80m³、遠隔地以外 30m³

→遠隔地(購入価格に単価変更) 80m³

遠隔地以外(単価変更なし) 100m³-80m³=20m³

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準

○設計変更における留意点

(4) 高速道路を利用して運搬した建設資材等についても、高速道路料金を含めた金額で購入している場合は、その購入価格に変更します。

(5) 遠隔地から調達した場合の購入が当初設計時の積算価格より安価となった場合は、減額変更します。

(6) 購入実績を証明する書類(領収書・納品書等)の提出が出来ない場合は、設計変更の対象となりません。

(7) 対象となる要件に該当しない場合(地域内プラントや県内工場等から調達した場合)で、購入資材の価格が高騰し一定の基準※を超えた場合は、全体スライド又は単品スライドの対象となりますので、発注者に協議をお願いします。

※全体スライド 残工事費の1.5%、単品スライド 対象工事費の1.0%

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準

○その他

国との協議や予算要望に必要なため、施工途中において、監督員から領収書や支払いを証明する書類の提出を求める場合があります。その際は、ご協力をお願いします。